

○海津市体育施設条例施行規則

令和6年3月25日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、海津市体育施設条例(平成17年海津市条例第87号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、海津市体育施設(運動場等を含む。以下「体育施設」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開設期間等)

第2条 体育施設の開設期間、休業日及び利用時間は、別表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は休業し、若しくは開業することができる。

(許可の申請)

第3条 体育施設を利用しようとする者は、施設利用許可・使用料減免申請書(様式第1号)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月の前月から利用日の3日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、市民プールを利用しようとする者は、その都度利用することができるものとする。

(入場券の発行等)

第4条 市民プールを利用しようとする者は、市民プール入場券(様式第2号)又は市民プール回数券(様式第3号)を購入し、入場の際係員に提出しなければならない。

2 南濃グラウンド・ゴルフ場を利用しようとする者は、利用券(様式第4号)又は年間会員券(様式第5号)を購入し、入場の際係員に提出しなければならない。

3 前2項に規定する当日入場券、回数券、当日利用券及び年間会員券は、所定の場所において発行する。

4 第1項及び第2項に規定する当日入場券及び当日利用券は、発行の日に限り有

効とする。

(適用証)

第5条 市内者に適用される料金によって入場しようとする者は、市内料金適用証を係員に提示しなければならない。

2 前項の市内料金適用証の交付を受けようとする者は、市内利用金適用証交付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。その際には、本人であることが証明できるものを提示するものとする。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、直ちに市内料金適用証(様式第7号)を作成し、申請者に交付するものとする。

4 市内料金適用証の有効期間は、交付の日から3年とする。ただし、市内に住所を有しない在学者については、在学期間とする。

5 第2項及び第3項の規定により市内料金適用証の交付を受けた者は、有効期限が経過したときは、更新の手続をしなければならない。また、市内料金適用対象外となったときは、返却しなければならない。

(ロッカーの利用)

第6条 ロッカーを利用する者は、施錠し、当該ロッカーの利用中における鍵の管理をしなければならない。

(変更許可の申請)

第7条 体育施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可事項を変更し、又は利用を取り消そうとするときは、施設利用許可変更(取消)申請書(様式第8号)を利用の前日までに市長に提出しなければならない。

(利用許可書等)

第8条 市長は、体育施設の利用を許可したときは、施設利用許可・使用料減免通知書(様式第9号)を交付し、許可事項の変更又は利用の取消しを許可したときは、施設利用許可変更(取消)許可書(様式第10号)を交付するものとする。

2 市長は、体育施設の利用を許可しなかったとき、又は条例第6条の規定により利用の許可の取消し若しくは利用の停止を命ずるときは、体育施設利用不許可(取消)通知書(様式第11号)を交付するものとする。

(使用料)

第9条 条例第7条に規定する市外者には、構成員の2分の1以上が市内に住所を有する者である団体を含まないものとする。

(使用料の減免)

第10条 条例第8条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、利用許可申請の際に、施設利用許可・使用料減免申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の減免をしたときは、施設利用許可・使用料減免通知書(様式第9号)により申請者に通知する。

3 使用料を減額し、又は免除することができる範囲は、次のとおりとする。ただし、夜間照明施設使用料及び冷暖房料を除く。

(1) 減額することができる範囲

ア 自治会が当該団体の設立目的に沿った活動のために利用する場合 100分の70減額

イ 市内の社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体その他公共的団体が当該団体の設立目的に沿った活動のために利用する場合 100分の70減額

ウ 海津市社会福祉協議会が当該団体の設立目的に沿った活動のために利用する場合 100分の70減額

エ 市内の社会福祉法人(海津市社会福祉協議会を除く。)が当該団体の設立目的に沿った活動のために利用する場合 100分の70減額

オ その他市長が必要と認める場合 必要と認める割合

(2) 免除することができる範囲

ア 市内の県立学校が教育活動のために利用する場合

イ 市内の自主防災組織等の団体が防災及び減災活動のために利用する場合

ウ 市内のスポーツ少年団、子ども会等(名称の異なる同類のものを含む。)の児童生徒及びその保護者等で構成される団体が当該団体の設立目的に沿った活動のために利用する場合

エ 障がいのある者(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、

特定医療費(指定難病)受給者証又は障害福祉サービス受給者証のいずれかの交付を受けた者をいう。以下同じ。)及びその介助者(障がいのある者1人につき1人に限る。)並びに障害者団体が教育、芸術、文化、スポーツ、福祉等の活動のために利用する場合

オ 市内に住所を有し、又は市内に在学する高校生以下の者が教育、芸術、文化、スポーツ、福祉等の活動のために利用する場合(海津市市民プール及び海津市南濃グラウンド・ゴルフ場を利用する場合を除く。)

カ その他市長が必要と認める場合

4 前項第2号エ及びオの規定により免除を受けようとする者は、当該免除に該当することを証明できるものを提示しなければならない。

5 第3項第2号オの規定により免除を受けようとする者のうち、中学生以下の者が利用する場合は、第1項に規定する施設利用許可・使用料減免申請書を保護者が提出しなければならない。

(使用料の返還)

第11条 条例第9条の規定により使用料の全部又は一部の返還を受けようとする者は、施設使用料返還申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(遵守義務)

第12条 体育施設を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ただし、利用者が許可を受けた目的の範囲内において行う場合は、この限りでない。

(1) 体育施設の施設及び設備を損傷し、又は汚損しないこと。

(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 営利を目的として、物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。

(4) 許可を受けた施設及び設備以外のものは利用しないこと。

(5) 所定の場所以外において喫煙又は飲食をしないこと。

(6) その他管理上必要な事項に反する行為をしないこと。

(利用の制限等)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、体育施設の利用若しくは入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 感染症の疾病にかかっていると認められる者
- (3) プールを利用しようとする小学校就学前の者で、保護者の同伴のないもの
- (4) 管理上不適當と認められる者

2 前項第3号の保護者とは、18歳以上とし、保護者1人につき同伴できる小学校就学前の者の人数は、2人までとする。ただし、市長がこれによることが適當でないと認めるときは、この限りでない。

3 第1項各号に定めるもののほか、市長は、管理上必要に応じ利用の入場又は利用時間を制限することができる。

(雑則)

第14条 体育施設の利用者は、利用箇所以外の電灯は努めて消灯するものとする。

第15条 条例第10条の規定により、利用責任者は利用後整頓をなし、火気の後始末については、特に注意を払い異常の有無に留意しなければならない。

第16条 この規則に定めるもののほか、利用者が徳義に背反する行為を成すときは、その後の利用を承認しないことがある。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読み替え)

第17条 条例第14条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合については、第3条、第5条、第7条、第8条、第11条及び第13条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年1月6日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年3月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後のそれぞれの規則の規定による利用の許可、使用料の支払手続その他必要な準備行為は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行日以後の手続その他の行為について適用し、施行日前の手続その他の行為については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に存する改正前のそれぞれの規則の規定による様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表(第2条関係)

名称	利用時間	休業日
海津市平田体育館	8：30～21：30	12月29日から翌年1月3日まで
海津市南濃体育館		
海津市海津グラウンド		
海津市平田グラウンド		
海津市南濃グラウンド		
海津市南濃南部グラウンド	8：30～17：00	
海津市海津テニスコート兼フットサルコート	8：30～21：30	
海津市平田テニスコート		
海津市南濃テニスコート		
海津市南濃南部テニスコート	8：30～17：00	
海津市南濃グラウンド・ゴルフ場	8：30～17：00	・月曜日(月曜日が祝日法による休日と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する祝日法による休日でない日)

			・ 12月29日から翌年1月3日まで
海津市武道館	8：30～21：30		12月29日から翌年1月3日まで
海津市柔道場			
海津市市民プール	・ 海津市立小中学校管理規則(平成17年海津市教育委員会規則第13号)第4条第2項第3号に規定する夏季休業日の期間中	10：00～ 21：00	・ 月曜日(月曜日が祝日法による休日と重なった場合は、その翌日以後最初に到来する祝日法による休日でない日)。ただし、海津市立小中学校管理規則第4条第2項第3号に規定する夏季休業日の期間中を除く。 ・ 12月29日から翌年1月3日まで
	・ 上記期間以外	13：00～ 21：00	

※屋外プールの開設期間は、海津市立小中学校管理規則第4条第2項第3号に規定する夏季休業日の期間中で午前10時から午後6時までとする。

※「祝日法による休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

様式第1号(第3条、第10条関係)

受 付 年 月 日
許 可 年 月 日
番 号 第 号

施設利用許可・使用料減免申請書

年 月 日

海 津 市 長 宛て

申請者 団 体 名
代表者名
住 所
電話番号 ()

次のとおり利用許可を申請します。

利 用 施 設	(面)			
利 用 目 的		人 数	人	
部 屋 名	利 用 日 時	□別紙のとおり		使 用 料
	年 月 日() 時 分～ 時 分			
	年 月 日() 時 分～ 時 分			
	年 月 日() 時 分～ 時 分			
	年 月 日() 時 分～ 時 分			
	年 月 日() 時 分～ 時 分			
開 演 ・ 終 演 時 間	(開演) 時 分	附 属 設 備 の 利 用	有(別紙) 無	円
	(終演) 時 分	小計(減免対象額)		円
備 考		夜間照明利用	有 無	円
		冷暖房利用	有 無	円
		入 場 料	有 最高額 無 円	円
		合 計 使 用 料		円
利 用 責 任 者	氏名 電話 ()			

□ 上記の施設利用に係る使用料について、次の理由により減免を申請します。(□欄にレする。)

合計使用料	円	減 免 対 象 額	円
申 請 理 由			
減 免 割 合 %	減 額 円	徴 収 額	円

様式第2号(第4条関係)

年	月	日	No.
海津市市民プール			
入 場 券			
市内一般・保護者			
¥ 300			
この券は当日のみ有効です。入場の 折、受付にお渡しください。			

年	月	日	No.
海津市市民プール			
入 場 券(町外)			
市外一般・保護者			
¥ 400			
この券は当日のみ有効です。入場の 折、受付にお渡しください。			

年	月	日	No.
海津市市民プール			
入 場 券			
市内・高校生			
¥ 200			
この券は当日のみ有効です。入場の 折、受付にお渡しください。			

年	月	日	No.
海津市市民プール			
入 場 券			
市外・高校生			
¥ 300			
この券は当日のみ有効です。入場の 折、受付にお渡しください。			

年	月	日	No.
海津市市民プール			
入 場 券			
市内小学生・中学生			
¥ 100			
この券は当日のみ有効です。入場の 折、受付にお渡しください。			

年	月	日	No.
海津市市民プール			
入 場 券			
市外小学生・中学生			
¥ 200			
この券は当日のみ有効です。入場の 折、受付にお渡しください。			

様式第3号(第4条関係)

海津市市民プール 回数券 市内一般・保護者 3,000円(11枚綴)	海津市市民プール 回数券 市内・高校生 2,000円(11枚綴)	海津市市民プール 回数券 市内小学生・中学生 1,000円(11枚綴)
No. 1 海津市市民プール 回数券 市内一般・保護者 1人1回券	No. 1 海津市市民プール 回数券 市内・高校生 1人1回券	No. 1 海津市市民プール 回数券 市内小学生・中学生 1人1回券
No. 2 海津市市民プール 回数券 市内一般・保護者 1人1回券	No. 2 海津市市民プール 回数券 市内・高校生 1人1回券	No. 2 海津市市民プール 回数券 市内小学生・中学生 1人1回券
No. 3 海津市市民プール 回数券 市内一般・保護者 1人1回券	No. 3 海津市市民プール 回数券 市内・高校生 1人1回券	No. 3 海津市市民プール 回数券 市内小学生・中学生 1人1回券
No. 4 海津市市民プール 回数券 市内一般・保護者 1人1回券	No. 4 海津市市民プール 回数券 市内・高校生 1人1回券	No. 4 海津市市民プール 回数券 市内小学生・中学生 1人1回券
No. 11 海津市市民プール 回数券 市内一般・保護者 1人1回券	No. 11 海津市市民プール 回数券 市内・高校生 1人1回券	No. 11 海津市市民プール 回数券 市内小学生・中学生 1人1回券
領収書 ☐ 海津市市民プール回数券 市内一般・保護者 3,000円(11枚綴) 年 月 日 出納員 印	領収書 ☐ 海津市市民プール回数券 市内・高校生 2,000円(11枚綴) 年 月 日 出納員 印	領収書 ☐ 海津市市民プール回数券 市内小学生・中学生 1,000円(11枚綴) 年 月 日 出納員 印

海津市市民プール 回数券 市外一般・保護者 4,000円(11枚綴)	海津市市民プール 回数券 市外・高校生 3,000円(11枚綴)	海津市市民プール 回数券 市外小学生・中学生 2,000円(11枚綴)
No.1 海津市市民プール 回数券 市外一般・保護者 1人1回券	No.1 海津市市民プール 回数券 市外・高校生 1人1回券	No.1 海津市市民プール 回数券 市外小学生・中学生 1人1回券
No.2 海津市市民プール 回数券 市外一般・保護者 1人1回券	No.2 海津市市民プール 回数券 市外・高校生 1人1回券	No.2 海津市市民プール 回数券 市外小学生・中学生 1人1回券
No.3 海津市市民プール 回数券 市外一般・保護者 1人1回券	No.3 海津市市民プール 回数券 市外・高校生 1人1回券	No.3 海津市市民プール 回数券 市外小学生・中学生 1人1回券
No.4 海津市市民プール 回数券 市外一般・保護者 1人1回券	No.4 海津市市民プール 回数券 市外・高校生 1人1回券	No.4 海津市市民プール 回数券 市外小学生・中学生 1人1回券
No.11 海津市市民プール 回数券 市外一般・保護者 1人1回券	No.11 海津市市民プール 回数券 市外・高校生 1人1回券	No.11 海津市市民プール 回数券 市外小学生・中学生 1人1回券
領収書 海津市市民プール回数券 市外一般・保護者 4,000円(11枚綴) 年 月 日 出納員 印	領収書 海津市市民プール回数券 市外・高校生 3,000円(11枚綴) 年 月 日 出納員 印	領収書 海津市市民プール回数券 市外小学生・中学生 2,000円(11枚綴) 年 月 日 出納員 印

様式第4号（第4条関係）

当日のみ有効	00000
市民利用券	
1人1回(16ホール)	
00 : 00	450円
海津市文化・スポーツ課	

当日のみ有効	00000
市外利用券	
1人1回(16ホール)	
00 : 00	670円
海津市文化・スポーツ課	

00.00.00	当日のみ有効	00000
用具貸出し利用券		
1人1回(16ホール)		
00 : 00	110円	
海津市文化・スポーツ課		

00.00.00	当日のみ有効	00000
競技大会利用券		
1大会1回(16ホール)		
00 : 00	8,160円	
海津市文化・スポーツ課		

00.00.00	当日のみ有効	00000
GG・温泉セット		
市民大人		
00 : 00	700円	
海津市文化・スポーツ課	00.00.00	

00.00.00	当日のみ有効	00000
GG・温泉セット		
市民老人		
00 : 00	600円	
海津市文化・スポーツ課	00.00.00	

00.00.00	当日のみ有効	00000
GG・温泉セット		
市民小人		
00 : 00	600円	
海津市文化・スポーツ課		

00.00.00	当日のみ有効	00000
GG・温泉セット		
市民障がい者		
00 : 00	100円	
海津市文化・スポーツ課		

00.00.00 当日のみ有効 00000

GG・温泉セット

市外大人・老人(平日)

00 : 00 950円

海津市文化・スポーツ課

00.00.00 当日のみ有効 00000

GG・温泉セット

市外大人・老人(休日)

00 : 00 1,050円

海津市文化・スポーツ課

00.00.00 当日のみ有効 00000

GG・温泉セット

市外小人(平日)

00 : 00 800円

海津市文化・スポーツ課

00.00.00 当日のみ有効 00000

GG・温泉セット

市外小人(休日)

00 : 00 850円

海津市文化・スポーツ課

00.00.00 当日のみ有効 00000

GG・温泉セット

市外障がい者

00 : 00 100円

海津市文化・スポーツ課

様式第 5 号（第 4 条関係）
（表面）

		00-00
海津市南濃グラウンド・ゴルフ場	年間会員券	
様		00.00.00
00.00.00	～	00.00.00 有効
海	津	市

（裏面）

許可済		
海津市		
年	月	日

様式第6号(第5条関係)

年 月 日

海津市長 宛て

海津市市民プール市内料金適用証の交付申請をします。

フリガナ 氏 名 (生年月日)	年 月 日生	性 別
		男 ・ 女
住 所	〒 —	
電 話 番 号	— —	

市内に住所を有しない者は、次の欄にもご記入ください。

在 勤 ・ 在 学 先	
同 上 所 在 地	
電 話 番 号	— —

市民プール市内料金適用証番号									
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第7号(第5条関係)

(表)

海津市市民プール 市内料金適用証				
No.		年	月	日
有効期限				
氏名		性別	男女	
住所	〒 — (在勤・在学先)			

年 月 日

海津市長

(裏)

注意事項

- (1) この証は、入場の際受付に提示してください。提示しなかった場合は、市外料金になります。
- (2) この証を、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。
- (3) 市内料金適用対象外となったときは、プールに返却ください。
- (4) 市民プール利用の際は、条例、規則及び係員の指示を守ってください。

様式第8号(第7条関係)

受 付 年 月 日
許 可 年 月 日
番 号 第 号

施 設 利 用 許 可 変 更 (取 消) 申 請 書

年 月 日

海津市長 宛て

申請者 団 体 名
代表者名
住 所
電話番号 ()

年 月 日付け第 号の利用許可を次の理由により変更・取消したいので申請します。

利 用 施 設	(面)			
変 更 前	目 的		人 数	人
	部 屋 名	利 用 日 時		
		年 月 日() 時 分 ~ 時 分		
		年 月 日() 時 分 ~ 時 分		
変 更 後	目 的	□同上	人 数	人
	部 屋 名	利 用 日 時		
		年 月 日() 時 分 ~ 時 分		
		年 月 日() 時 分 ~ 時 分		
変 更 (取 消) 理 由				
既 納 使 用 料	円 (使用料 円 / 照明料 円)			
返 還 金 額	円 (使用料 円 / 照明料 円)	備 考		
差 引 使 用 料	円 (使用料 円 / 照明料 円)			

・施設利用許可書を添えて提出してください。

様式第9号(第8条、第10条関係)

受 付 年 月 日
許 可 年 月 日
番 号 第 号

施設利用許可・使用料減免通知書

年 月 日

様

海 津 市 長 印

次のとおり利用を許可します。
(許可条件) ・利用開始前に本状を提示し、係員の指示に従うこと。
・条例及び規則並びに利用時間を厳守すること。

利 用 施 設	(面)			
利 用 目 的		人 数	人	
部 屋 名	利 用 日 時	□別紙のとおり		使 用 料
	年 月 日 () 時 分～ 時 分			
	年 月 日 () 時 分～ 時 分			
	年 月 日 () 時 分～ 時 分			
	年 月 日 () 時 分～ 時 分			
	年 月 日 () 時 分～ 時 分			
開 演 ・ 終 演 時 間	(開演) 時 分	附 属 設 備 の 利 用	有 (別紙) 無	円
	(終演) 時 分	小 計 (減 免 対 象 額)		円
備 考		夜 間 照 明 利 用	有 無	円
		冷 暖 房 利 用	有 無	円
		入 場 料	有 無 最高額 円	円
		合 計 使 用 料		円
利 用 責 任 者	氏 名 電 話 ()			

□ 上記の施設利用に係る使用料の減免について、次のとおり通知します。

合 計 使 用 料	円	減 免 対 象 額	円
減 免 理 由			
減 免 割 合 %	減 額 円	徴 収 額	円

様式第10号(第8条関係)

受 付 年 月 日
許 可 年 月 日
番 号 第 号

施 設 利 用 許 可 変 更 (取 消) 許 可 書

年 月 日

様

海津市長 印

年 月 日付け第 号の利用許可を次のとおり変更・取消しすることを許可します。

利 用 施 設	(面)				
変 更 前	目 的		人 数	人	
	部 屋 名	利 用 日 時			
		年 月 日()	時 分 ~	時 分	
		年 月 日()	時 分 ~	時 分	
		年 月 日()	時 分 ~	時 分	
変 更 後	目 的	□同上	人 数	人	
	部 屋 名	利 用 日 時			
		年 月 日()	時 分 ~	時 分	
		年 月 日()	時 分 ~	時 分	
		年 月 日()	時 分 ~	時 分	
変 更(取 消) 理 由					
既 納 使 用 料	円(使用料 円/照明料 円)				
返 還 金 額	円 (使用料 円/照明料 円)	備 考			
差 引 使 用 料	円 (使用料 円/照明料 円)				

様式第 11 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

海津市長 印

体 育 施 設 利 用 不 許 可 (取 消) 通 知 書

年 月 日申請された(許可した)体育施設の利用について、次の理由により許可できません(取り消します)ので通知します。

理 由

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、海津市長に対して審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求をしなくても、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、海津市を被告(訴訟において海津市を代表する者は、海津市長となります。)として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 2 号(第 1 1 条関係)

受 付 年 月 日
番 号 第 号

施 設 使 用 料 返 還 申 請 書

年 月 日

海 津 市 長 宛て

申請者 団 体 名

代表者名

住 所

電話番号 ()

次のとおり、使用料の返還を申請します。

利 用 施 設 名	(面)									
利 用 目 的										
返 還 申 請 額	円				既 使 用 料 額	円				
	使用料 円					使用料 円				
	照明料等 円					照明料等 円				
利 用 予 定 であ っ た 部 屋 及 び 日 時	部 屋 名	利 用 日 時								
		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分								
		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分								
		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分								
		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分								
返 還 を 受 け よ う と す る 理 由	(具体的に)									
振 込 先	銀行・金庫・組合 店・所									
	預金種別	普通当座	口座番号		フリガナ口座名義					
※返還決定額	円(使用料 円/照明料等 円)									
備 考										

- ・※印の欄は、記入しないでください。
- ・既納使用料の領収書を添えて提出してください。

様式第1号(第3条、第10条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第4条関係)

様式第6号(第5条関係)

様式第7号(第5条関係)

様式第8号(第7条関係)

様式第9号(第8条、第10条関係)

様式第10号(第8条関係)

様式第11号(第8条関係)

様式第12号(第11条関係)